

安芸高田市官民連携手法検討調査業務仕様書

1. 業務名

安芸高田市官民連携手法検討調査業務

2. 業務の目的

（仮称）安芸高田市可愛公園（子育て支援の充実や防災機能の強化に加え、誰もが利用しやすい環境の整備）及び道の駅三矢の里あきたかた関係人口案内所（観光客の関係人口化の促進や各支所に配置する集落支援員と連携し、関係人口案内所の支所窓口として活用）を一体的に整備・運営を目指し、さらには官民連携によるエリアマネジメントの在り方を検討する。そのために、各種調査、ワークショップ及びサウンディングを実施し、基本計画の策定をする。さらに、PPP・PFI 導入可能性及び経済的・社会的インパクトを評価し、成果連動型契約や指標連動方式の導入可能性を明らかにすることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

4. 概要

（1）履行場所

安芸高田市吉田町地内

（2）対象施設等

ア（仮称）安芸高田市可愛公園

①土地所有者：安芸高田市

②土地利用状況：未利用地（面積は約 9,100 m²）

イ 道の駅三矢の里あきたかた

①所有者：安芸高田市

5. 委託業務の内容

（1）与条件の整理

対象施設等に係る現況を既存資料により把握・整理するとともに、（仮称）安芸高田市可愛公園及び道の駅三矢の里あきたかた関係人口案内所の一体的な整備・運営に向けた考慮すべき与条件等の整理を行うこと。

（2）地域ワークショップの実施

子育て世代や地域内外の事業者、関係人口等の参加による地域ワークショップを実施し、（仮称）安芸高田市可愛公園及び道の駅三矢の里あきたかた関係人口案内所の利用者ニーズを把握すること。

(3) 基本計画の策定

地域ワークショップの結果及び運営候補となる事業者の意見を踏まえ、基本計画を策定すること。

(4) 概算事業費の算出

基本計画に基づき、概算事業費（公共施設等の整備・管理運営等の費用の概算）を算出すること。

(5) 事業方式の検討

基本計画及び概算事業費を踏まえ、導入可能な事業手法を検討すること。この際、市が負担するトータルコストの縮減と、民間事業者等の事業継続性も考慮すること。

(6) VFM の算出

上記までの検討を踏まえ、PSC（公共が自ら事業を実施した場合の公的財政負担の見込額の現在価値）及びPFI（官民連携の事業形態）導入時のLCC（事業の全期間にわたる総費用）を基に、VFM（PFI 導入時のLCCがPSCに比べてどれだけコスト削減・効率化が実現できているかを示す指標）の算出を行うこと。

(7) サウンディング調査

基本計画を基に、地域内外の事業者を対象としたサウンディング調査を実施し、ニーズや意欲の把握、事業の実現可能性の検証を行うこと。

(8) 成果報告書の作成

上記までの検討成果をまとめた官民連携手法検討調査報告書を作成すること。

(9) 打合せ協議

本業務遂行にあたり、打合せ協議を適宜実施し、都度、打合せ協議簿を作成し提出すること。なお、協議方法は発注者と受注者で協議の上、対面またはオンラインとする。

5. 成果品

(1) 官民連携手法検討調査報告書	1 部
(2) 官民連携手法検討調査報告書（概要版）	1 部
(3) 打合せ協議簿	1 部
(4) 本業務関連の電子データ一式（CD-ROM）	1 式
(5) その他発注者が指示したもの	1 式

6. 成果品の帰属

本業務で作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の承認なく他に公表・貸与してはならない。

7. その他

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務終了後においても、同様とする。
- (3) 受託者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。
- (4) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 本業務は、内閣府民間資金等活用事業調査費補助事業の支援対象に選定されているため、受託者は当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守、理解して業務を実施すること。また、調査結果の報告書は当該事業の募集要領に従い提示されている報告書フォーマットで作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等にあたり、内閣府からの情報提供や調整等の依頼があった場合は、これに協力すること。
- (7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。